

聖籠町告示第41号

聖籠町社会福祉法人等による利用者負担軽減助成実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年4月26日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町社会福祉法人等による利用者負担軽減助成実施要綱の一部を改正する告示

聖籠町社会福祉法人等による利用者負担軽減助成実施要綱（平成13年聖籠町告示第71号）の一部を次のように改正する。

第5条中「夜間対応型訪問介護」の次に「、地域密着型通所介護」を加える。

第8条中「平成27年度」の次に「及び平成28年度」を加える。

別記様式第7号中「対象となるサービスは、介護福祉施設サービス、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護です」を「対象となるサービスは、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・臨時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護です」に改め、「減額措置」を「軽減措置」に改め、「減額確認証」を「軽減確認証」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。